# 大規模不法行為の信託による解決

# 白鷗大学法学部教授 楪 博 行

### 一 目 次 一

#### はじめに

- 一 大規模不法行為とその類型
  - 1. 大規模不法行為の概念
  - 2. 大規模不法行為の類型
- 二 クラス・アクションと大規模不法行為
  - 1. 大規模不法行為事案におけるクラス・アクションの興隆と衰退
  - 2. クラス・アクションの代替手段としての 仲裁と広域係属訴訟手続
- 三 連邦倒産法を媒介にした大規模不法行為の 解決
  - 1. 連邦倒産法チャプター11手続と大規模不法行為

#### はじめに

1980年代以降のアメリカでは、いわゆる大規模不法行為(mass torts)が多く発生するようになった。典型的には大規模な事故、または製造物の瑕疵による広範な損害などである。このような大規模な被害に対する救済を目的として、損害賠償の請求がなされるようになる。そして、被害の大規模性を理由として、損害賠償請求の訴えにクラス・アクションが用いられてきたが、1990年代よりその有効性が疑問視されるようになった。また、ク

- 2. チャプター11手続による信託の例
- 3. アスベスト被害にかかる現行の再生手続
- 4. 損害賠償信託の基本構造と運用
- 5. アスベスト損害賠償信託における問題
- 四 合衆国および州政府が設立した基金を通じ た不法行為損害への補償
  - 1. 合衆国政府による 9.11アメリカ同時多発 テロ基金
  - 2. 9.11テロ基金が示す賠償金額とスペシャル・マスターを巡る問題
- 3. 州政府による損害賠償準備基金の設立 五 大規模不法行為と信託 おわりに

ラス・アクションを提起したものの和解で決 着する例が多くなってきた。

クラス・アクションの衰退に並行して、連邦倒産法チャプター11(Bankruptcy Code of Chapter 11)所定の再建手続の中で賠償信託(compensation trust)を設立し、被害者に損害賠償を行なう手法が見られるようになる。とりわけアスベスト損害によるものに対して行われた。ここで設立された信託の目的は、既にアスベスト被害を受けた者だけでなく、将来において被害が発生する可能性のある潜在的被害者に対しても同様に救済としての賠償を担保することであった。

このように、大規模不法行為による救済の 手段は裁判から裁判外の私人によるものへと 移行しつつある。私人による救済手段には、 損害賠償責任保険が考えられる。しかし、多 数の被害者が発生し賠償が予想外に高額化す るため、損害賠償責任保険だけでは個々の被 害者に適切な賠償額を分配することができな い(1)。裁判外の私人による大規模不法行為解 決の指向に沿えば、その手法は何が考えられ るのか。その一つとして信託がある。元来信 託は、不法行為損害の発生を想定してその賠 償の予定のために設定されるのではない。被 害者への賠償を目的として、不法行為が発生 した後に信託が設定されるのである。そこで 本稿では、まず大規模不法行為の特徴と定義 を行い、損害賠償を解決するために用いられ たクラス・アクション、そして倒産手続によ る解決を分析する。そして最後にテロ事件の 損害賠償基金を検討しながら、大規模不法行 為の信託による解決に焦点をあて、その方法 と可能性について考察を加える。

### - 大規模不法行為とその類型<sup>(2)</sup>

#### 1. 大規模不法行為の概念

全米法曹会(American Bar Association)は大規模不法行為を以下のように定義する。 事故、同一の製品、または有害物質の接触から発生する人身または財産損害に対して5万件を超える賠償請求がなされ、少なくとも100人を超える原告により提起される不法行為である<sup>(3)</sup>。この大規模不法行為は発生原因により概して3つに分類されてきた。第1が単独で発生した大規模事故であり、第2が製造物の瑕疵による損害、そして第3が有毒物質による環境、人身および財産への損害である。

大規模不法行為を詳細にみると、通常の不 法行為との相違点、つまり大規模不法行為の 3つの特性が見えてくる。第1は、訴訟にお いて多数の当事者と請求が併合されること。 第2は、複数の原告の間で争点が共通である ということ。そして第3は、請求が相互依存 の関係を示すことである。

第1の多数性は、大規模不法行為の主たる特性である。しかし、大規模不法行為と通常の不法行為との相違は当事者数そのものではない。例えば2013年には、全米における交通死亡事故は32,719件、交通傷害事故は約2,313,000件であった<sup>(4)</sup>。通常の不法行為事案である交通事故では当事者は同一ではない。つまり、発生件数が多くても交通事故は大規模不法行為事件には該当しない。大規模不法行為事件には該当しない。大規模不法行為事件は、単独の事故および同一または事実の類似した状況の下で発生する。その結果、第2の争点の共通性と、当事者の同一性が現れる。そして、特定かつ少数の原告代理を専門とする弁護士事務所が、何万人もの原告を代理することになる<sup>(5)</sup>。

第2の複数の争点の共通性は、原告間での相互関係を前提にする。そこで第3の特性である請求の相互依存関係を導くことになる。個別の訴えまたはクラス・アクションを問わず、請求される損害賠償額は、他の共通の争点をもつ訴えで請求された額を参考にして決定されるからである<sup>66</sup>。悪阻治療薬のベンデクティン(Bendectin)による先天異常の損害賠償事件はこの例であり<sup>(7)</sup>、後続する訴訟に影響を与えている。後訴の請求が前訴の請求に依存しているのである。

以上の大規模不法行為の特徴から、被害者つまり原告の間での被害情報の共有による集団化と、訴え提起のために必要な制度的前提が推定される。まず、大規模化した事件を処理するための訴訟手続であり、クラス・アクションがこれに該当する。被害者による個別の訴え提起ではなく、クラス・アクションにより集団として一括した訴えが提起されることになる。次に、実体法上で企業責任(enterprise liability)が容易に認められることである。大規模不法行為では加害者は企業であり、集団化した被害者である原告が企業

を相手取って訴えを提起している。つまり、 大規模不法行為訴訟が増加する背景には、企 業に責任があることを容易に認める実体法解 釈が推定される。とりわけ製造物責任による 訴訟提起が増加した理由としてこれが推定さ れるのである。

## 2. 大規模不法行為の類型

第1の分類である大規模事故は、大火災や高層建築物の倒壊により多数の被害者を発生させる大規模な事故である。20世紀後半になり頻発する傾向となってきた。その例が、1977年にケンタッキー州で発生したビバリーヒルズ・サパークラブの火災である。本件では、犠牲者の遺族や生存者が1,100以上にのぼる企業および個人の被告に対して約27億ドルの損害賠償を求めた<sup>(8)</sup>。この分類に該当する大規模不法行為では、大規模事故の被害者がそれぞれに異なった州に居住していることが多い。そのため彼らは各々の居住州に所在する連邦および州裁判所で訴えを提起することになる。

第2の分類に該当する製造物責任事案として典型的なものが、1980年代から多く提起されてきた瑕疵ある医薬品、つまり薬害による損害賠償の訴えである。例えば、豊胸剤が胸内部の組織で深刻な炎症を引き起こしたため、乳がんや自己免疫疾患などを発症させたと主張し、同剤を使用して豊胸手術を受けた者たちが製造者のダウ・コーニング社(Dow Corning Corp.)を相手取り、多くのクラス・アクションと個別の損害賠償請求訴訟を提起した事案がある<sup>(9)</sup>。

製造物責任事案では、製造物の製造者と販売者を相手取り厳格責任(strict liability)に基づいた訴えが提起されるため、原告は因果関係の立証だけで足りる。つまり、この類型では大規模事故とは異なり因果関係が重要な争点となる。また、製造物瑕疵は長期間発見されない場合がある。後年にそれを原因とした損害である疾病を発症させることがある

が、経年により因果関係が不明になる。そして、大量な製造と流通により、全米のみならず世界的規模での損害の発生も想定される<sup>(10)</sup>。したがって、大規模な製造物責任事案では、製造物の性質に拠る損害の潜伏性という特徴がある<sup>(11)</sup>。

第3の有毒物質による環境、人身および財産への影響に該当するのが、有毒物質による損害を発生させる有毒物質不法行為(toxic torts)である。1976年の有毒物質規制法(The Toxic Substances Control Act)によれば、有毒物質は製造、加工、販売、使用および廃棄の際に人の健康および環境に不合理なほどの被害を与える物質と定義されている<sup>(12)</sup>。

当該物質による損害は、含有される有毒性 が一般に認識されていなかった場合に多く発 生している。例えば、アスベストは現在では 有毒であると認識されている物質であるが、 人類史上長期にわたり保温および耐火材とし て使用されてきた。また、ベトナム戦争の際 に使用された枯葉剤の有毒性は、当初社会的 に認知されていなかった<sup>(13)</sup>。後年になって、 これらの物質の有毒性がマスコミ報道で周知 されるようになってきたわけである。有毒物 質も第2の類型の瑕疵ある薬品と同様に、長 期の潜伏期間を経て被害を発生させる潜伏性 という特徴をもつ。過去に何らかの経緯で有 毒物質を摂取し、その後にそれを原因とする 疾病が発症した場合、因果関係の立証が困難 になるのである。

# ニ クラス・アクションと大規模不法行 為<sup>(14)</sup>

# 1. 大規模不法行為事案におけるクラス・アクションの興隆と衰退

食品や医薬品の瑕疵による損害の発生は多地域にわたるため被害者は多数となり、その不法行為は大規模なものとなる。多数の被害者が原告となり損害賠償請求訴訟を提起する際には、クラス・アクションにより行われる

ことになる。

クラス・アクションは、1937年に制定され た連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure) Rule 23に規定されている。当該 規則は、1966年に消費者保護を効果的にする 妥当な訴訟制度となることを主たる目的とし て改正された(15)。 クラス・アクションは集 団代表訴訟であり、Rule 23(a)および(b)項 所定の要件を満足して初めて裁判所に訴えと して認められる訴訟の形式である。Rule 23 (a) 項では、集団代表訴訟としてのクラス・ アクションを成立させる前提となる要件を定 めている。訴えの併合が不可能なほどクラス が多数の者で構成されており、クラスの中に 法的または事実上の共通の争点が存在し、ク ラス代表者の主張と抗弁がクラスのそれに典 型的なものになっていること、そしてクラス 代表者がクラス全体を適切に保護することが 求められている。

次に、Rule 23(b)項では、クラス・アクシ ョンが認められる類型を定めている。まず (b)項(1)(A)は、個別の訴えが提起されると 相互に矛盾する判決が出されるおそれを回避 するためのクラス・アクションを定めている。 (b)項(1)(B)は、相手方の不十分な資金のた め個別の訴えが提起されるとクラス構成員の 利益を侵害するおそれがあり、それを回避す るためのクラス・アクションを定めている。 (b)項(2)は、差止命令または宣言的判決がク ラスへの救済として妥当となるクラス・アク ションを定めている。そして(b)項(3)では、 クラス構成員に共通な法的または事実上の争 点が個々のクラス構成員の争点よりも卓越し (predominant)、かつ紛争解決の上でクラス・ アクションが他の方法よりも適切かつ効果の 点から優った(superior)ものであれば、ク ラス·アクションの成立を認めている<sup>(16)</sup>。(b) 項(3)のクラス・アクションは他のクラス・ アクションとは異なり、クラスからの離脱が 認められ、訴えの目的について制限がないた め損害賠償請求で用いられている。

クラス・アクションが改正された1966年当 時には、消費者保護のための人員が連邦と州 の行政機関で不足している状況があった。そ こで、改正諮問委員会はクラス・アクション をその代替手段としたのである(17)。これは、 私人による権利実現を目指す私的司法長官 (Private Attorney General) 理論を導いた (18)。個別の訴えによると、すべての被害者 が訴えを提起しない限り完全な法実現をする ことが困難である。また、少額な損害の場合 には訴えを提起しない可能性があるため、ク ラス・アクションはこの問題に対応する制度 と位置づけられたわけである(19)。集団代表 の訴えを維持しておくことは、波及的に当事 者以外の者の権利の実現を目的としていたた めでもある<sup>(20)</sup>。

連邦民事訴訟規則改正以前の1963年には、 大規模事故でクラス・アクションを用いられ ることを否定する見解が示されていた。クラ ス・アクションにより、原告代理人が被害と 訴訟提起について意識のない被害者を拘束す るのではないかというおそれがあったためで ある(21)。飛行機事故のような大規模事故で は、すべての事故被害者に損害賠償の通知が なされてクラス・アクションが提起されると、 既判力がこれらの者に及ぶことになり個別の 訴えの提起が不可能となると危惧されてい た(22)。不法行為事案では被害者ごとに人身 および財産損害の内容と程度が異なるため、 被害者が一括して訴えを提起するクラス・ア クションの形式は不適切であると考えられて いたわけである(23)。さらに、連邦と州裁判 所で同時に大規模事故の損害賠償請求訴訟が 係属すると、連邦裁判所での訴えに不参加で あった者にも連邦裁判所判決の既判力が及ぶ 点についての疑念も呈されていた<sup>(24)</sup>。

また、クラス・アクションが集団代表の訴えであるために、代理人は接触をしていない者の代理をすることになる。クラス代表者以外のクラス構成員の利害関係を考慮することなく、代理人はすべてのクラス構成員を代理

することになるのである。そこで、Rule 23(a) 所定の要件である公正かつ精力的な代理がなされているかについて、詳細な審査が必要となる。

人身損害が大規模化してクラス・アクションで損害賠償請求の訴えを提起することになると、連邦民事訴訟規則 Rule 23(b)(3)の卓越性および優越性の要件を満たすことが困難になる。大規模事故や大規模な薬害では被害者により後遺障害が潜伏する場合がある。そのため、当事者間で損害が異なり、クラスでの共通の争点は卓越しないことになる。また、将来的に損害が発生しても、クラス・アクションによりクラス構成員であった者の個別の訴えが遮断される。そこで、クラス・アクションが紛争解決に資する制度とはならないことになる。

1980年代には、前述の大規模不法行為とク ラス・アクションとの関係にもかかわらず、 僅かではあるが大規模不法行為クラス・アク ションの成立が認められていた。典型的な事 案には、枯葉剤による損害賠償を目的とした クラス・アクションとアスベスト被害の損害 賠償を請求した2例がある。第1が、ベトナ ム戦争時にアメリカ軍が枯葉剤を使用したこ とにより、人身損害が発症したとして退役軍 人が損害賠償を求めてクラス・アクション を提起したエージェント・オレンジ(Agent Orange) 判決<sup>(25)</sup>である。本判決は、①クラ ス構成員へのクラス・アクション提起の通知 を必ずしも個別に行わなくてもよいこと<sup>(26)</sup>、 そして②すべての原告を構成するクラス構 成員への抗弁が共通であれば Rule 23の共通 性を満足させると述べて(27)、クラス・アク ションの成立を認めた。第2が、Jenkins v. Raymark Industries (28)である。本件は、1940 年から約2.100万人もの労働者がアスベスト に曝されて疾病が発症したとして、その損害 賠償を求めて提起した訴えである。第5巡回 区連邦控訴裁判所は、防火設備として最先端 技術であったアスベストの毒性が科学的に解明できていなかったとする被告による抗弁を認めず、Rule 23の要件を満たしておりクラス・アクションが成立すると判断した<sup>(29)</sup>。

1980年代にはアスベスト被害の原告を代理する弁護士事務所は少数であり、かつ相互に緊密な関係をもち被害情報を共有して多くの事件を受任していた。しかし、1990年代初頭になると、原告を代理する弁護士事務所間の関係は悪化した。依頼人獲得のための競争が起こり相互に敵対心をもつ関係になった(30)。そのため、一部の弁護士事務所は、被告の代理にシフトした。そして、1990年代の訴訟では敵味方に分かれて代理することになったのである(31)。

1990年代末になると、裁判所は1980年代とは異なり大規模不法行為クラス・アクションへの対応を変化させた。アメリカ合衆国最高裁判所が大規模不法行為でのクラス・アクションの成立、とりわけ和解を厳格に解し始めたのである。この傾向が示されるようになったのが、1997年の Amchem Prods. Inc. v. Windsor (32) と1999年の Ortiz v. Fibreboard (33) である。

まず Amchem 事件では、クラスがアスベストに曝露されて疾病を発症した者と未発症の者で構成されており、疾病を発症した者は上告人 Amchem と和解を行った<sup>(34)</sup>。本判決では、クラス代表が連邦民事訴訟規則 Rule 23(a)の適切な代表となるかを中心に検討された<sup>(35)</sup>。そしてアメリカ合衆国最高裁判所は、既発生の損害賠償と将来発生が予測される賠償の請求が救済として異なるので、クラス代表の訴訟追行上の利益がクラス全体のそれを促進するための連携関係にないと述べたのであった。つまり、各々異なる利害グループが存在するにもかかわらず、これらに影響を与える包括的和解を締結することができないと判断したのである<sup>(36)</sup>。

また Ortiz 判決では、Rule 23(b)(1)(B)の クラス・アクションに該当しない旨の判断を したのである。まずアメリカ合衆国最高裁判所は、相手方に十分な資金のない、つまり制限資金クラス・アクションが成立するための要件を検討した。第1が相手方の財産額ですべての請求を満足させられないこと、第2が資金の一部が被告または低順位の請求者の利益のために留保されていないこと、そして第3が請求者を公平に扱うことであると示しまりに個々のクラス構成員のための和解を目的として業務を行うのではなく、単に包括的和解に達していると述べて、本件和解は上記のいずれの要件も満たしていないとしてクラス・アクション上の和解を認証しなかったのである<sup>(38)</sup>。

Amchem と Ortiz のいずれの判決も連邦裁判所が大規模不法行為クラス・アクション、とりわけ和解の成立について消極的立場を採るようになったことを示すものであった。クラス・アクションの成立認証を行う連邦地方裁判所裁判官は、すでに1990年代には大規模不法行為がもつ複雑な事実関係などに対して嫌悪感を抱いていた(39)。また原告代理人となる弁護士も、連邦裁判所のクラス・アクションへの厳格化の圧力に対応せざるを得なくなっていたのである(40)。

その結果、連邦裁判所での損害賠償クラス・アクションの成立が認証される率は、以下のとおりとなった。1966年から1972年までの平均値は54%であり $^{(41)}$ 。その後の1996年の調査では37%と減少し $^{(42)}$ 、2005年には24% $^{(43)}$ 、そして2009年の調査では18%と漸次減少傾向となったのである $^{(44)}$ 。クラス・アクション成立が厳格化されるにつれて、クラス・アクションは和解を目的として提起されるようになった。1974年の調査では提起されたクラス・アクションのうち、実に88%が訴訟による解決を目的としていた $^{(45)}$ 。しかし1992年から1994年にかけての調査では58%となり、20年間に30%も減少した $^{(46)}$ 。さらに和解の成立を厳格に解した Amchem と Ortiz 判決後の

2005年の調査では42%<sup>(47)</sup>、そして2009年の調査では51%<sup>(48)</sup>となっている。つまり、クラス・アクション提起は訴訟および和解のそれぞれで紛争解決を目的としてなされているのである。また、成立が厳格化されたにもかかわらず和解で決着させる傾向が安定的に示されている。

# クラス・アクションの代替手段としての 仲裁と広域係属訴訟手続

21世紀に入ると連邦裁判所は、クラス・アクションに対してその成立認証を一層厳格に審理するようになってきた。これは大規模不法行為に限定したものではなかった。証券クラス・アクションを除く<sup>(49)</sup>ほとんどのクラス・アクションが対象になった。2011年に合衆国最高裁判所が下したWal-Mart Stores, Inc. v. Dukes<sup>(50)</sup>がその例である。本件は雇用と昇進機会においての性別による差別の存在を争った事案であった。合衆国最高裁判所は原告クラス間には共通となる争点が不在であることを指摘して、クラス・アクションの成立を否定する判断を示した。

クラス・アクションは成立認証を経た後に 本案審理に入るいわば二段階の審理構造とな っているため、成立が否定されると何ら法的 拘束力のある判断を得られなくなる。クラス・ アクションではこの成立認証審理こそ重要 であり、時間を多く消費するものである(51)。 またクラス構成員が極めて多数となり、クラ スの範囲が曖昧になると、クラス・アクシ ョンの成立が否定されることも考えられる。 Wal-Mart 事件では約20万人以上のクラス構 成員が想定されており、この点からも裁判所 はクラス・アクションの審理が困難となるこ とに躊躇したのではないかとも推定できる。 このような場合には、クラスを分割して訴訟 原因または請求が異なるさらに小さなサブ・ クラスの作成が必要となろう。このサブ・ク ラスをクラスとして訴えの提起をすれば、ク ラス構成員間の争点の共通性も満足できるは ずだからである。

アメリカでは州コモン・ローとしての不法 行為実体法が州毎に異なる。そのため、大規 模不法行為のうち全米規模で発生するとりわ け大規模なものについては、いずれの州の不 法行為実体法を準拠法とするかの問題も出現 する。これらクラス・アクションを巡る問題 に対処するためには、代理人もクラス代表者 の利益のみならずクラス構成員個々の利益を 考慮すべき状況になっている。

したがって、大規模不法行為訴訟では、代理人団を統括する代理人を頂点として損害程度につきクラス構成員を類別化し、それを担当する代理人という代理人の重層構造を構築する必要がある<sup>(52)</sup>。またクラス・アクションの成否が成立認証審理にあるため、これを容易に行えるクラス・アクションの代替手続が求められることになるわけである。

現在では消費契約事案においては、仲裁 がクラス・アクションに代替する傾向を示 している。これは消費契約にクラス・アク ションを放棄して仲裁に委ねる旨の条項を 定める方法によって行われる。合衆国最 高裁判所は2011年のAT&T Mobility LLC v. Conception 633 と 2015年 の DIRECTV v. Imburgia<sup>(54)</sup>で当該条項を妥当であると認め ている。いずれも州消費者契約法の定める一 方当事者のみ有利な契約を禁ずる非良心的契 約 (unconscionable contract) は、連邦仲裁 法 (Federal Arbitration Act) に専占される ため適用されないと判断している<sup>(55)</sup>。この 傾向は、クラス・アクションが射程に入れて いた大規模な紛争が、裁判外手続により私的 紛争解決に向かっていると評せることにな る。

また、広域係属訴訟手続(multi-district litigation procedure)により、クラス・アクションが実質的に解決される例もある $^{(56)}$ 。広域係属訴訟手続とは、多くの連邦地方裁判所に提起された共通の争点がある複数の訴えにつき、プレ・トライアル手続の併合を目的

として特定地区の連邦地方裁判所に移送する 手続である。1968年にアメリカ合衆国議会 での裁判所法の改正の際に定められた。プ レ・トライアル手続とは、正式な事実審理で あるトライアルに先立って、争点の整理や証 拠開示などトライアルの準備を行う手続であ る。連邦の巡回区控訴裁判所と連邦の地方裁 判所に所属する裁判官のうち、合衆国最高裁 判所首席裁判官に指名された7名が広域係 属訴訟法廷(judicial panel on multidistrict litigation)を構成し(57)、広域係属訴訟手続 を開始することになる(58)。手続開始後には、 すべての案件を特定の連邦地方裁判所に移 送して、併合されたプレ・トライアルを行 う受託裁判官を決定することになる<sup>(59)</sup>。当 該手続の最近の特徴は、先導代理人(lead counsel) が存在することである。前述した 代理人のヒエラルキーを構成し他の代理人を 統合するいわば主任代理人として機能し、和 解やクラス・アクションの取下げが行われ、 実質的に紛争を解決する役割を担っているの である<sup>(60)</sup>。

以上のクラス・アクションでの仲裁と広域 係属訴訟手続の中での解決傾向を見ると、ク ラス・アクションのうち全米を巻き込むとり わけ大規模なものは広域訴訟手続を媒介に、 そしてそれ以外のものは私的紛争解決手段に 委ねられつつあるといえるであろう。

# 三 連邦倒産法を媒介にした大規模不法 行為の解決<sup>(61)</sup>

# 1. 連邦倒産法チャプター11手続と大規模不 法行為

大規模不法行為の損害賠償請求の訴えは、 連邦と州裁判所で多く提起されてきた。訴訟 原因の重複する多くの訴えが提起される状況 に直面し、司法経済の負担が増大するととも に、被告が負担する裁判費用も高額となっ た。そこで、裁判所および被告の負担増を回 避する手段として、倒産手続で複数の訴えが 一本化されるようになった。全米各地の連邦および州裁判所に提起された不法行為の訴えは自動停止(automatic-stay)され、その間に連邦裁判所である特定の倒産裁判所(bankruptcy court)が倒産手続を進行させることになる<sup>(62)</sup>。この自動停止と倒産に関する連邦司法制度により、倒産裁判所での統一的な審理が可能になるのである<sup>(63)</sup>。

大規模不法行為事案では、民事再生を目的 とする連邦倒産法チャプター11手続が用いら れる。清算手続ではなく再生手続が採られる のは、不法行為加害者の経済活動を担保しな がら資産価値の下落を防ぎ、被害者の不法行 為債権を保全することが主たる目的だからで ある(64)。 大規模不法行為被害者つまり 損害 賠償請求を行う原告から見ると、再生手続は 将来に発生する可能性のある損害への賠償を 担保できる手続にもなる。例えば、アスベス トは将来に損害が発生する可能性をもつ典型 的な物質であり、吸入した者は将来的に中皮 腫を発症することが多い。チャプター11の再 生手続を通じてアスベスト被害への賠償を目 的とした信託を設定し、不法行為債権者の請 求により一定の賠償金を支払うことを行って いる。

さらに具体的には大規模不法行為につい て、当該手続は以下に挙げる6つの利点があ る。まず第1の利点は、前述した債務者の当 該手続開始申立てにより連邦を問わず州裁判 所で係属する訴えを自動停止できることであ る。自動停止により、①倒産手続に至った精 神的圧迫から債務者を一時的に開放し、②効 果的な方法で債権者間の利益の相反を解決す る機会を与えられる(65)。これは、債権者か ら債務者を保護するだけでなく、債権者内部 での利害衝突を防止する効果を発生させるこ とにもなる<sup>(66)</sup>。第2の利点は、将来損害が 発生した場合にその賠償を請求する者の利益 を担保できることである。倒産裁判所は、将 来の損害賠償請求を想定してそれを取りまと めるための代表者を選任する。これはアスベ スト事案などで、将来の賠償請求者すなわち 潜在的被害者の利益を担保する目的がある (67)。第3の利点は、訴訟原因を審理できる 利点である。この審理は、債権者が請求権の 証明書 (proof of claim) を倒産裁判所に提 出することにより開始される<sup>(68)</sup>。第4の利 点は、共通の争点を審理できることである。 連邦倒産規則 Rule 7042は、チャプター11の 手続において訴えを併合して共通の争点の審 理を行う旨を定めている(69)。複数の同様の 訴えが複数の裁判所で審理されることを防止 するための措置として機能する。第5の利点 は、最重要以外の残余の請求を評価できるこ とである。最重要といえる請求の妥当性が検 討された後に、倒産裁判所は残余の請求につ いて審理することができ(70)、付随する不法 行為責任の範囲と、請求額の上限をも決定で きる<sup>(71)</sup>。第6の利点は、倒産裁判所が将来 に損害が発生した際の賠償を再生計画での信 託 (post-confirmation trust) から支出させ る命令を出すことができることである<sup>(72)</sup>。

#### 2. チャプター11手続による信託の例

連邦倒産法チャプター11を通じて大規模不 法行為の解決を目指す傾向は、早くは1980年 代後半からみられるようになる。その端緒と なったのが、アスベスト被害者に対する賠償 を目的とした再生手続の中で設定される損害 賠償のための信託である。ジョンズ・マンヴ ィル(Johns-Manville)事件で初めてこの方 法が採られ、1988年に25億ドルの信託財産が 設定された。その後の2006年までの支出総額 は約38億8.100万ドルであり、アスベスト事 案において支出額が最大のものとなった<sup>(73)</sup>。 しかし、当該信託は資産が枯渇して、それ以 降に請求した被害者に賠償がなされることは なかった。当該信託は、人身損害の全額を賠 償する目的で設定されており、先入れ先出 し (first in first out) 方式すなわち信託に対 して賠償請求を行った順に支払いがなされる ことになっていたからである。再生計画案

策定の段階で、将来的に約83.000件から約 100.000件の賠償請求がなされ、支払額の平 均が25.000ドルになると予測された。しかし、 予想を超えた多数のアスベスト被害者の存在 が明らかになるにつれ、既に被害の判明した 者が信託資産枯渇のおそれから賠償請求に殺 到した。その結果、1992年までに約190.000 件もの請求がなされ、信託設定後数年で信託 資産が枯渇するに至ったのである<sup>(74)</sup>。本件 で設定された信託は、賠償請求額と支払平均 額の予測を大幅修正せざるを得なくなった現 実に直面した<sup>(75)</sup>。さらに、裁判所の管理下 にあったにもかかわらず、原告代理人が当該 信託から多額の弁護士報酬を引き出したこと も、早急な信託財産の枯渇につながったので あった<sup>(76)</sup>。

ニュー・ヨーク州東部地区連邦地方裁判所のワインスタイン(Jack B. Weinstein)裁判官は、多額の弁護士費用のみならず原告弁護団が何百何千にもわたる多数の請求を同時に処理したことが本件信託の破綻原因であったと指摘している「<sup>77</sup>」。債務者による再生計画の杜撰さと、弁護士報酬を含む高額な信託運用上の経費が問題であった。アスベスト人身損害への賠償方法の運用が根本的に誤っているため、当該手続が精査されるべきであったわけである「<sup>78</sup>」。

アスベスト以外では、避妊具のダルコン・シールド (Dalkon Shield) による人身損害賠償請求事件がある<sup>(79)</sup>。A.H. ロビンズによる販売開始直後より、産婦人科医からダルコン・シールドによる子宮外妊娠、流産、または先天的欠損症の発症例が報告された。さらに重篤な症例として、出血多量、下腹部麻痺、骨盤内炎症疾患、さらにそれらの合併症として不妊症も報告されるようになった<sup>(80)</sup>。1985年までに A.H. ロビンズと製造物責任保険会社の Aetna は、約9,500件にのぼる損害賠償請求訴訟でおよそ 5 億3,000万ドルの損害賠償を支払い、さらに約6,000件の係争中の案件を抱えていた<sup>(81)</sup>。また同年にカンザ

ス州地方裁判所で170万ドルの塡補賠償と750万ドルの懲罰的賠償が評決されたことを受け<sup>(82)</sup>、A.H. ロビンズはチャプター11の申立てを行った。再生手続が進行するにつれて、1988年に認可された A.H. ロビンズの再生計画案の中で、ダルコン・シールドによる人身被害の賠償を行う信託が設定された<sup>(83)</sup>。その後、A.H. ロビンズおよび保険会社からおよそ23億3,000万ドルが信託財産に組み込まれた。裁判費用の視点から、全米規模ではなく州単位で訴訟対策専門チームを作り訴訟対応にあたるとともに、裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolution, 以下 ADRとする)も選択肢に入れられたのである<sup>(84)</sup>。

さらに裁判所は、損害賠償請求の訴えに対して、請求者にダルコン・シールドの使用にかかる情報、損害の内容、そして請求者が診察を受けた医師と病院名を提示させた上で賠償額を決定する方法をとった<sup>(85)</sup>。信託からの賠償は、疾病の程度に応じた基準にしたがって支払いがなされ、当該信託は訴訟を極力回避して訴訟費用をかけることなく多数の請求を処理することができたのであった<sup>(86)</sup>。約35万件の人身損害賠償の請求のうち、約6,600件以上が仲裁もしくは訴訟を選択した<sup>(87)</sup>。1997年までにこの信託から支出された賠償額は、財産総額である24億ドルよりも低く抑えられており、将来の請求者に対する賠償を十分担保できる状況であったわけである<sup>(88)</sup>。

アスベスト損害賠償信託であるマンヴィル信託と比べて本信託では、信託以外の損害賠償の支払い請求方法に訴訟だけでなく ADR という選択肢があったことが成功の要因であった<sup>(89)</sup>。マンヴィル信託の例では、信託財産の枯渇を防止する手段を再生計画の中に組み込まなかった。そのため、結果的に枯渇して再生手続が失敗に追い込まれた。A.H. ロビンズ信託では、再生計画案を作成し信託を設定する際に、訴訟の継続をのぞむ者とそれ以外を分割することで信託財産の使用計画を

明確にした。その結果、信託財産の枯渇を防止することができたのである。

#### 3. アスベスト被害にかかる現行の再生手続

連邦倒産法の §524 (g) は、アスベスト被害に対応するために制定され、当該事案にかかる再生手続で損害賠償を目的とする信託の設定を定めている。当該規定によれば、信託設定には以下の要件が必要である。①将来被害の発生が予測される者を代表し賠償請求を行う特定の者を選任し<sup>(90)</sup>、②信託に対して賠償を請求できる者を公正に決定し<sup>(91)</sup>、③現在請求と将来請求について両者の損害賠償の支払い可能な財産規模をもつ信託であることと<sup>(92)</sup>、④少なくとも75%の者が再生計画案に合意していることである<sup>(93)</sup>。

信託が設定されるチャプター11手続の開始が倒産裁判所により決定されると、以下の手続が進行する。まず連邦管財人(United States Trustee)はアスベスト被害にかかる債権者委員会(the committee of asbestos creditors)の委員と、将来の人身損害の賠償を行う代表者(legal representative for future claims)を任命する<sup>(94)</sup>。債権者委員会の代理人には、チャプター11手続申立て以前に債務者と交渉を行った弁護士が任命されることが多い<sup>(95)</sup>。債権者委員会委員、債権者委員会の代理人、債務者代理人、将来の人身損害賠償を行う代表者、そして倒産裁判所裁判官がチャプター11手続を進行させる役割を担うことになる。

次に、債務者の現在および将来の債務総額 を算定し、不法行為責任を負うと判断された 者により信託財産の拠出がなされる。債権者 と債務者の間で信託運用の同意と、債務者か ら提案された信託を含む再生計画の採決が行 われる。債務総額の評価は、債務者の不法行 為責任の判断とは異なる。これは信託の総額 を決定する金銭基準評価であり、債務者の長 期にわたる賠償手続の第一歩となる。

上記の信託設定要件のうち最も達成が困難

であるのは、再生計画案を債権者の75%以上の賛成多数で合意を得ることであろう。条件となる合意の割合が客観的かつ明確に表示されているからである。合意を得る上で必要となるのは、債権者集団内部の利害調整と債権者への公平な金銭配分を示すことである<sup>(96)</sup>。

そこで、債権者グループの代理人のうち、相手方と審理計画や証拠開示手続の打合せを行う先導代理人が重要な役割を担うことになる。既に損害を受け高額賠償を請求するグループと賠償の減額交渉を行いながら、将来に損害を被る可能性のある者を保護する信託条項の作成にもあたる。これらは相互に利益が相反する。損害賠償信託における賠償基準は双方を保護するものでなければならないとともに、合意を確保し再生計画案を75%以上の賛成多数で採決させるためには、先導代理人は以上を実行する必要がある。

またプレ・パッケージ倒産(prepackaged bankruptcy) も用いられる。これは倒産申 立て以前に債権者へ再生計画案を提示して交 渉を行い75%以上の合意を確保した後に、倒 産を申し立てて倒産裁判所により手続が開始 されると同時に当該計画案が承認される方法 である(97)。この方法は、公式の倒産手続開 始前に非公開で個々の債権者と柔軟な交渉が できる利点がある。しかし、交渉が数年にわ たることもあるだけでなく、再生計画案が倒 産裁判所で認可される際に債権者が反対する こともある<sup>(98)</sup>。さらに、プレ・パッケージ 倒産であっても、連邦倒産法の §524 (g) が 求める将来の人身損害賠償を行う代表が選任 されなければならない<sup>(99)</sup>。プレ・パッケー ジは一般的になりつつあるが、アスベスト被 害など将来の人身損害に対する救済を担保す べき視点から見れば、短期間かつ非公式な私 的手続ですべての被害者の利益を公平に処理 できるのかという疑問が生じるのである(100)。

#### 4. 損害賠償信託の基本構造と運用

再生計画案が倒産裁判所で認可され、再

生計画案で設定された損害賠償信託から賠 償を支出する命令が出されると、損害賠償 信託は設定された州法により運用されるこ とになる。当該信託は、倒産裁判所により 承認された信託諮問委員会 (trust advisory committee) と将来請求者代表 (future claimant's representative) を受託者(trustee) として運営される(101)。信託で同意された権 限の範囲で、受託者は以下のとおり信託の運 用を行う。第1に信託財産の運用である。第 2に法律、会計、金融、さらに損害賠償請求 処理を補助するためのサポート・スタッフを 雇用し監督することである。第3に納税申告 書や倒産裁判所に提出する年次報告書を作成 することである。そして第4に債務者の立 場で原告として訴えを提起することであり、 保険会社を相手取った保険金請求も含まれ

アスベストの損害賠償信託では、一般的に は重篤度によって8段階に区分された疾病 が支払い対象となる(103)。重篤な順に示せば、 中皮腫 (第8段階)、肺がん (アスベストを 原因として致命的と証明されたもの:第7段 階)、肺がん(アスベストを原因とするが致 命的ではないと証明されたもの:第6段階)、 その他のがん(アスベストを原因とするが致 命的ではないと証明されたもの:第5段階)、 石綿により肺の炎症を起こすアスベスト症の うち重篤なもの(第4段階)、アスベスト症 のうち肋膜疾患により肺機能の重篤な機能不 全に陥っているもの(第3段階)、アスベス ト症のうち肋膜疾患ではあるが肺機能の重篤 な機能不全に陥っていないもの (第2段階)、 その他アスベストを原因とする疾患(第1段 階)である(104)。

疾病重篤度の段階に応じて賠償金額は変化する。2006年に信託が設定されたアームストロング・ワールド社アスベスト人身損害信託では以下のとおりである。最も重篤である中皮腫への予定賠償額は11万ドルであり、疾病の重篤度が下がるにつれて予定賠償額も減少

する。第1段階の最も軽症な疾患については 400ドルのみの支払いが予定されていた<sup>(105)</sup>。しかしアスベストを原因とした重篤な疾病に 対する実際の賠償額は、当該信託を含め多く の場合予定賠償額を超過している<sup>(106)</sup>。例えば、中皮腫では予定賠償額11万ドルに対して、最大支出額が40万ドルで実に約4倍であり、平均支出額が13万500ドルになっている<sup>(107)</sup>。

信託からの賠償を求めるには、信託で設定 された配分手続に沿って行われる。まず、受 託者が設立した請求処理機関に対する賠償 の申請である。申請書には特定の症状と該 当する疾病が記載され、さらに疾病を証明 する書類が添付されることになる<sup>(108)</sup>。次は 申請の審査である。この方法には迅速審査 (expedited review) と個別審査 (individual review) がある。前者は申請された疾病の 予定賠償額で賠償を求める方法であり、後者 は申請者に特有な疾病とアスベストに曝され た際の状況を精査するものである。喫煙習慣 があるなどアスベスト以外に肺機能へ影響を 与える要因が存在すれば、申請者は迅速審査 に適さないことになる。個別審査の場合には、 審査過程で他の疾病の併発が発見されると、 予定額よりも高額な賠償を得る可能性があ る。しかし、この方法は前者とは異なり審査 開始時点では予定された疾病が推定されず、 審査結果を待って賠償対象となる疾病が決定 されるため、審査時間が長期化する問題があ る<sup>(109)</sup>。いずれの方法を選択するかは、申請 の際に申請者が選択する。現在においては、 賠償申請のうち約97~98%が迅速審査を求め ている(110)。

賠償申請審査終了後に請求処理機関は賠償額を算定し、請求者に通知する。請求者が算定された賠償額に同意すれば、賠償金が信託から支出される。信託財産の枯渇を防止するために、請求処理機関は申請の全額を認めることはない。とりわけアスベストの場合には、将来どの程度の数の賠償請求が発生するのかは不明であるため、将来の賠償請求に向

けて信託財産を確保しておかなければならないからである。そこで、信託で設定された配分手続は請求額を案分(pro rata)して減額することを信託の受託者に認めている。案分により減額されたものが支払割合(payment percentage)である。支払割合が20%であれば、1,000ドル請求の場合には200ドルとなり、この額で賠償がなされることになる(III)。

仮に算定額が少額過ぎるという理由から、 請求者がそれに同意しなければ、信託条項に 定められた ADR で解決が図られることにな る。そしてこの方法で解決できなければ、信 託財産から賠償の支出を求める不法行為損害 賠償請求の訴えが提起されることになる<sup>(112)</sup>。 しかし実際には、賠償申請者は信託の運用状 況を把握しているので、ADR および不法行 為の訴えを提起することは稀である<sup>(113)</sup>。な お、支払割合は各々の信託により異なる。例 えば1982年にチャプター11手続が申し立て られ1990年に信託が設定された UNR アスベ スト損害賠償信託 (UNR Asbestos-Disease Claims Trust) では、当初17.2%の支払割合 が予定されたが、その後1.1%にまで下落し ている<sup>(114)</sup>。一方、2001年にチャプター11手 続が申し立てられて2006年に信託が設定さ れたアメリカ石膏アスベスト損害賠償信託 (United States Gypsum Asbestos Personal Injury Settlement Trust) では、支払割合 が当初から45%であり、その後も変化がな かった(115)。支払割合は運用次第により変化 するのである。

#### 5. アスベスト損害賠償信託における問題

アスベスト被害において2010年までに50を超える損害賠償信託が設定されてきた<sup>(116)</sup>。このことからも、チャプター11手続を媒介とした損害賠償のための信託は、連邦および州裁判所に広範囲に訴えが提起される大規模不法行為紛争の解決において有効であるといえよう。チャプター11手続を経由してアスベスト損害賠償信託が設定された63例では、信託

財産額が1億ドルを超えるものが多く、最大 のものは63億2.000万ドルで最少のものは80 万ドルであった(117)。アスベスト被害に限定 されるものではないが、信託の設定はとりわ け広範囲かつ高額な損害賠償が請求される場 合になされるといえよう。大規模不法行為被 害者の利益を保護する視点に立って倒産手続 による解決を図る目的であれば、賠償の支払 割合を高めることが被害者の満足を得る鍵と なる。損害賠償信託を設定する際に支払割合 が高ければ、再生案の成立のための債権者の 同意が得やすくなるとともに、満足も高まる からである。そのためには、受託者の信託運 用能力のみならず、信託財産を枯渇させない 信託運用上の方策が講じられなければならな い。前述のジョンズ・マンヴィル指害賠償信 託における失敗例は、そのことを如実に表し ている。大規模不法行為の解決を倒産手続と りわけチャプター11手続で図る際には、信託 運用にかかる問題を処理することが今後の課 題として残されているのである。

# 四 合衆国および州政府が設立した基金 を通じた不法行為損害への補償

## 1. 合衆国政府による 9.11アメリカ同時多発 テロ基金

2001年9月11日に発生したアメリカ同時 多発テロ被害者への賠償基金(以降、9.11 テロ基金とする)が設立された。テロ発 生直後に合衆国議会は、テロの影響から 航空会社の経営を保護するため<sup>(118)</sup>、同年 9月22日に「航空機輸送の安全と安定化 法(Air Transportation Safety and System Stabilization Act: 以下 ATSSA とする)」<sup>(119)</sup> を制定した。同法の目的は、9月11日のテロ の影響を受けた航空業界に対して経営の安定 化と、不法行為訴訟に代替する損害賠償のた めの基金を創出することであった<sup>(120)</sup>。その ために、合衆国政府から航空業界に180億ド ルにのぼる財政援助を行った<sup>(121)</sup>。当該基金 の対象は9.11テロの現場におり損害を被った者である $^{(122)}$ 。基金からの賠償は不法行為責任の法的枠組みで判断されず、そのため過失の証明を必要としない $^{(123)}$ 。そして司法長官より選任されたスペシャル・マスター $^{(124)}$ が、請求者の損害範囲、妥当な賠償額、そして請求発生の事実について決定することになる $^{(125)}$ 。この決定は申請後120日以内に行われる $^{(126)}$ 。通常の不法行為訴訟では副次的給付非控除原則(collateral source rule)が適用されるが、本法に基づく基金では、申請者は保険金などが控除された損害賠償額を受領することができる $^{(127)}$ 。そして、これらのスペシャル・マスターによる決定は終局的であり、司法審査には服さない $^{(128)}$ 。

ATSSSA は経済的損失を損害から発生する金銭的損失と定義し、賃金の損失や医療費負担もこれに含んでいる(129)。また、非経済的損失を身体的および精神的苦痛、その他配偶者権の喪失(loss of consortium)なども含むものと位置づけている(130)。つまり、合衆国議会は経済的および非経済的損失を広範にとらえることにより、困窮者に金銭を支弁する福祉目的を加味し、不法行為損害賠償に広く代替するものとして9.11テロ基金を設定したといえよう。

ATSSSAの法案審理過程で、合衆国下院では本法による基金運用が将来の大規模災害において先例となることが期待された(131)。また上院では9.11テロ基金の目的を被害者救済に限定し、伝統的な不法行為損害賠償の複製にはなるべきでないと主張された(132)。このように、法案審理過程で9.11テロ基金の問題点が存在したが、解決されることなく法案成立が急がれたのである。法案成立後、司法長官はケネス・ファインバーグ(Kenneth Feinberg)をスペシャル・マスターに任命した。ファインバーグはエージェント・オレンジ事件、DES事件、そしてダルコン・シールド事件でのスペシャル・マスターであっため、その経験を買われて任命されたので

ある(133)。

基金を実行する上で、司法省は基金運用にかかる手続および実体規則を制定した。当該規則は、公平かつ迅速な基金からの賠償、そして不要な手続を取り除いた効果的なものを指向していたが、申請後30日間の審理期間を設けていた(134)。一方で、人身損害賠償申請または死亡賠償申請のいずれかが提出され、申請にかかる資格要件が査定者により審理されると、生活の困窮した申請者は直ちに前払金(advanced benefit)を受取ることができた(135)。

人身損害賠償申請または死亡賠償申請がな されると、申請者はA手順(Track A)とB 手順(Track B)の2種類の手続のうちから 1つを選択することになる<sup>(136)</sup>。A手順では 以下のとおり手続が進行する。まず査定者が 申請適格を審査し推定賠償額を決定し、申請 されてから45日以内に申請者に結果を通知す る。申請者は推定賠償額を最終的提示額とし て支出請求をするか、またはスペシャル・マ スターに再査定の申込みを行う(137)。スペシ ャル・マスターは申込者に対して再査定にか かる審議記録を提出しなくてもよいが、査 定額を文書で通知しなければならない<sup>(138)</sup>。 ここで査定されたものが最終的査定額とな る(139)。 B 手順では、査定者は申請後45日以 内に推定賠償額ではなく、申請者の申請適格 のみを決定する。賠償額については、スペシ ャル・マスターにより審理を受ける<sup>(140)</sup>。な お当該手順では賠償額についての再審理は行 わない<sup>(141)</sup>。

いずれの手順を採るにせよ、被害者が多数の場合には賠償額が被害者間で異なることが予想されよう。そこで、これを回避するために、被害者の損害額の決定には、多数の情報が集積されて標本抽出という統計学処理がなされることになる(142)。賠償額決定とその支払いについて行政を媒介にして実現する方法、換言すれば「行政による正義の実現」(Bureaucratic Justice)(143)である。この方法

の下では様々に異なる被害者の損害状況と関連する証拠を集約することができ、基金運用経費も軽減できる利点がある<sup>(144)</sup>。また、行政がすべての被害者の個々の損害を把握できるため、個別の訴えよりも個人の被害者の利益に繋がるとも指摘されている<sup>(145)</sup>。

# 2. 9.11テロ基金が示す賠償金額とスペシャル・マスターを巡る問題

しかし、損害賠償請求にかかる紛争を行政 に委ねる、つまり行政が基金を運用すること は、司法制度がもつ利点を破壊することにな りかねないという批判もある。裁判官と陪審 員に紛争解決を委ねることによる、被害者と 代理人の関係、訴訟当事者による訴訟をコン トロールする能力、そして完全かつ公平な審 理が担保できないという批判である<sup>(146)</sup>。裁 判を通じた損害賠償請求では、裁判所は手続 追行上代理人と依頼人の間の意思疎通を求め ており、そうすることで依頼人である被害者 の詳細な損害状況を把握することができると 主張するのである(147)。行政による基金運用 で紛争解決を図ることは、集団的または一括 的な手法といえる。そのため、裁判と比べ被 害者が紛争解決にかかわることが少ないため 結果に影響を与えられなくなり、この点が批 判の対象とされるのである(148)。

たしかに、陪審審理によれば陪審の同情を買うこともでき、また懲罰的損害賠償(punitive damages)も認められることもあり、多額の損害賠償を手に入れる機会がある「149」。しかし、実際には大規模不法行為事案においては裁判官により陪審審理が忌避されることが多いのである「150」。その理由の第1は、個別の訴えで大規模不法行為の損害賠償が請求されると、個々の評決が異なる結果になるためである「151」。第2に、大規模不法行為事案は審理が長期化するからである「152」。そのため、陪審審理には必ずしも適さない事案になる。第3に、大規模不法行為訴訟は事案審理を適切に進行させることが困難な事案

だからである。薬害訴訟を例にとれば、薬禍の因果関係が複雑であり、製造者も多岐にわたる。そこで膨大な量の科学的証拠と共同被告がかかわり、陪審ではその整理と評価が判断できなくなるからである<sup>(153)</sup>。

陪審審理でなくとも大規模不法行為訴訟では審理の複雑化と長期化が発生するため、裁判官単独では判決に至るのが困難となる。そこで、専門家がスペシャル・マスターに任命され、裁判官の補助者としての役割を担っていたのである(154)。スペシャル・マスターは手続的に弾力性を与え、そして和解に導くための装置として機能したのである(155)。

ところで、重篤な不法行為被害者の場合に は、訴訟と比べて基金で獲得できる損害賠償 が低額化することは従前より指摘されてい た<sup>(156)</sup>。1988年のスコットランドで発生した パンナム機爆破テロ事件での不法行為訴訟に おいては、遺族への賠償金額の平均が1.750 万ドルであった。一方、9.11テロ基金では 遺族に支払われた賠償金の平均は1.600万ド ルであった<sup>(157)</sup>。9.11テロはパンナム機爆破 テロ事件の約15年後に発生しており、この間 のインフレ上昇率を考慮すると低額といえる のではないだろうか。ちなみに、1970年から 1984年の間のテロ以外の航空機事故訴訟で判 断された賠償額の平均は100万ドル程度であ り、訴訟を通じた賠償であっても、テロ被害 の方が高額である<sup>(158)</sup>。

9.11テロ基金からの賠償額は、司法省とスペシャル・マスターが策定した損害賠償対応表により賠償額が決定されている。さらに性別や年齢など被害者に特有な状況を示す証拠が提出されると、これが考慮されて賠償額が上昇する(159)。一方、訴訟では、同様な状況にある被害者間で賠償額に相違がある(160)。塡補賠償のみならず懲罰的損害賠償を受ける場合には、これらの者の間の損害賠償額の相違が多大になる(161)。さらに訴訟では弁護士費用など裁判のための経費が必要であり、基金から損害賠償を得る場合はこれが不

要である。これらを考慮すると、被害者の賠償額は訴訟と基金とを比べても大差がないことになる。9.11テロ基金の目的は航空業界の経営安定化とテロ被害者への迅速な賠償である<sup>(162)</sup>。前払金は資格要件の具備が認められて15日以内に支払われる<sup>(163)</sup>。早急に被害者が賠償金を受けることを可能にするためには、司法を通じた訴訟よりも行政による基金が好ましい紛争解決方法になるのである。

ところで、スペシャル・マスターは裁判官 とは異なり、民事訴訟法の規定にしたがった 手続を要求されていないため、訴訟と比べて 審理に要する時間および経費を節約すること ができる(164)。しかし、この非形式的な方法は、 不正確な判断を導くことが懸念される。不正 確な判断の結果、代理人の不作為または怠惰 な行為を認識してそれを防止できないなど、 基金運用に影響を与えることが考えられるか らである<sup>(165)</sup>。これを防止しスペシャル・マ スターを統括するための説が2つある。まず、 スペシャル・マスターに対して包括的委任を 行うべきであるとの主張である。包括的委任 により、スペシャル・マスターは具体的な状 況に対応して訴訟当事者と代理人に影響を及 ぼすことができると述べるのである<sup>(166)</sup>。次 に、スペシャル・マスターに対して事項を限 定して委任すべきとする主張である。これに より、裁判官は必要な情報だけをスペシャル・ マスターから得られ、妥当な判断を導ける ことになると述べている<sup>(167)</sup>。いずれの説を 採るにせよ、ここでいうテロ基金でのスペシ ャル・マスターは、裁判官ではなく司法長官 が任命する行政における補助機関である(168)。 この意味で、裁判官の補助機関としてのスペ シャル・マスターに関する議論は妥当しない ことになる<sup>(169)</sup>。

#### 3. 州政府による損害賠償準備基金の設立

1990年代より、州行政を相手取った損害賠償請求に対応するために、州政府および州議会は損害賠償準備基金の設立を目的とした法

制定を行っている。各州の立法で、基金の設 立を州行政に求めるのである。例えばジョー ジア州では、1992年に損害賠償準備基金を設 立する州法を制定した(170)。そして改正を重 ねて現在に至っている(171)。損害賠償準備基 金は、州による不法行為損害への賠償支払い を目的に、州政府が加入する損害賠償保険 (liability insurance) と、行政内部で一定金 額積み立てて損害の塡補・給付の資金に当て る自家保険(self-insurance)で構成される。 どちらか一方のみ、または両方に加入するこ とにより損害賠償準備基金が設定される(172)。 これを定めるジョージア州不法行為請求法 (Georgia Tort Claims Act) は、担当部局長 に損害賠償に対応するための保険加入の権限 を与えている(173)。この権限により、当該担 当者は州への賠償請求に対応するための準 備基金の設定と運用を行うことができる<sup>(174)</sup>。 しかし、ジョージア州不法行為請求法では、 州による不法行為損害賠償はこの準備基金の みからなされる旨を定め、その他の方法を原 則的に認めていないのである<sup>(175)</sup>。

### 五 大規模不法行為と信託

前述したように、大規模不法行為ではクラ ス・アクションの成立は漸減傾向にある。こ の状況に対して、クラス・アクションを信託 としてとらえてクラス・アクション制度の担 保を主張する論者が存在する(176)。この論者 によれば、第1にクラス・アクションでは、 代理人が自己利益の追求のために当事者の合 意なく訴えを提起し、和解に持ち込む状況が ある<sup>(177)</sup>。そこで、代理人が当事者をコント ロールして訴訟の帰趨を決定することになっ ていると分析する<sup>(178)</sup>。そして第2に、クラ ス・アクションでは共通性要件としてクラス 構成員間での相反する利益の調整を求めてい る<sup>(179)</sup>。一方、信託の受益者が受託者に対し て支配を及ぼすことができないため、信託は 受益者間での利害対立を調整する目的がある

と述べる(180)。

その上で以下について言及するのである。クラス・アクションの代理人が信託での受託者となるが、クラス・アクションの代理人の一方的な訴訟と和解への支配権は、信託における受益者が受託者へ支配権を及ぼせないことに類似している(181)。大規模不法行為クラス・アクションが連邦民事訴訟規則 Rule 23(b)(3)のクラスからの離脱を認めるものであるため、クラス構成員は訴訟への影響力が弱く代理人へ自らの支配を委ねていることにも関係する(182)。クラス構成員間での相反する利益については、信託も受益者間での相反する利益については、信託も受益者間での相反する利益の調整を促しており、この点についても類似性が認められる(183)。

そしてクラス・アクションと信託の類似性 を主張する論者は、信託法上のルールを媒介 にしてクラス・アクションと信託の互換性 を主張する。信託法では可及的近似則(cv pres doctrine)があり、当事者が表示した方 法で財産の処分が実行できない場合には、信 託を無効とせず設定者の意思に最も近い方 法を採ることができると述べる(184)。つまり、 当該法理で利益の調整が担保できると考える のである。クラス・アクションでは、クラス 構成員間で損害程度が各々異なるため共通の 争点が欠けていると判断され易く、またそれ に対応する賠償額も相違する。そこで、クラ ス構成員を受益者として、クラス全体の請求 を信託財産とする。そして、クラス代理人を 受託者と位置づけることにより、クラス・ア クションを信託と互換させることができると 結論づけるのである(185)。

クラス・アクションと信託との間の類似性 の存在が推定されることには異論はない。し かし、紛争解決における各々の制度目的が異 なるため、相互の互換性を直ちに結論づける ことはできない。これらの制度と密接な関係 をもちながら紛争解決目的の異なる制度、つ まり広域係属訴訟と倒産手続を媒介にし、そ こから類似性を導いて互換性を検討すること こそ制度目的の相違を希釈できるのではないか。

クラス・アクションが広域係属訴訟を媒介 にして和解に至る際と倒産手続での債権者委 員会には先導代理人が存在し、それが紛争 解決を担っていることは疑いがない。倒産 手続での損害賠償信託は、連邦破産管財人 が破産財団および債権者に対して信認義務 (fiduciary duty) を負うと解されていること を前提にして(186)、信託諮問委員会と将来請 求者代表が受託者として位置づけられてい る。連邦破産管財人は司法長官に任命されそ の職務執行につき監督を受ける(187)。再生手 続の過程で設定された信託は大規模不法行為 損害への賠償を目的とするものであり、かつ 賠償という利益を不特定の被害者に分配する 目的をもつ<sup>(188)</sup>。受託者の任命過程での公的 介入と利益分配の公益性を考慮すれば、チャ プター11の再生手続での設定に限定されるも のの、再生手続での信託は公益を実現する目 的を有していることになる。

次に特定の目的のために準備された資金で ある基金と信託との類似性にはいかなるもの があるのか。9.11テロ基金と信託を比較す る場合には、当該基金運営を行うスペシャル・ マスターの位置づけに留意する必要がある。 ATSSSA では、司法長官がスペシャル・マ スターを任命し、これにより基金を通じた賠 償を適切に行うべき旨が定められている<sup>(189)</sup>。 スペシャル・マスターは司法長官に任命され 基金の運用を委任された代理人であるが、司 法長官から基金を委ねられた受託者ではな い。またテロ被害者はあくまでも基金からの 賠償金の支出を請求する者であり<sup>(190)</sup>、明確 に受益者とは位置づけられていない。さらに スペシャル・マスターが彼らに対して信認義 務を負うとは定められていない。合衆国政府 による迅速な被害者救済のための原資がテロ に関する基金ということであり、信託とは異 なるものである。

しかし、被害者へ最大の利益を付与するた

めには、9 11テロ基金が妥当な方法である かについて疑問が残る。つまり、テロ被害は 単なる一過性の大規模事故ではなく、後遺障 害や PTSD など精神的な非金銭的損害も含 まれるのである。9.11テロ基金は行政によ る迅速な救済のみならず長期的視野に立った 救済も行うものでなければならないことにな る。現在では州行政による損害賠償基金が設 立されているが、その目的はあくまでも州が 被告となった場合の損害賠償原資のための準 備基金に過ぎない。以上のことを考慮すると、 スペシャル・マスターを受託者とし被害者を 受益者とする関係の下で救済措置がなされる ことが、長期的救済計画としては妥当ではな いかと思料できるのである。9.11テロ基金 がアメリカ同時多発テロの影響を受けた航空 業界に対する経営の安定化と迅速な被害者救 済を目的としたために、長期的救済計画が考 慮されなかったのであろう。今後、同様な大 規模災害が発生して合衆国政府による被害者 救済基金が設立される際には、この点につい て考慮すべきである。

9.11テロ基金に対する批判が存在するが、あくまでも司法に代替した行政による紛争解決についてであり、ADRや訴訟に対するものではない。テロ基金の法的構造とそれを巡る議論を踏まえると、信託構造の下、長期的視野に立った被害者救済手段が構築されるべきである。

#### おわりに

大規模不法行為事案を解決するには、従前では訴訟、とりわけクラス・アクションによる方法が用いられてきた。1970年代には私人が提起したクラス・アクションが公共政策形成に強い影響力をもち、広範に公益促進をもたらすものと考えられていた(191)。しかし、クラス・アクションは和解により決着するだけでなく、仲裁による代替が認められるようになってきた。一方で、大規模不法行為にお

いては、クラス構成員間の利害対立が認められるとクラス・アクションの成立が否定されたのである。

クラス・アクション成立が困難となったのは、裁判所が和解や仲裁など私人に紛争解決を委ねる傾向から由来している。そこで、私人であっても行政に所属し、独立した雇用契約をもつ者を私的司法長官として位置づけることで、私人による被害救済が担保できるとする論者が現れている(192)。つまり、私人による紛争解決手段に行政的援助を加えるという視点である。

クラス・アクション以外の被害者救済方法 として、倒産手続のうち再生手続で信託を設 定し、そこから損害賠償金を支出する方法が 採られてきた。これによると、破産財団の一 部の財産から被害者救済のための信託が設定 され、連邦破産管財人が選任した債権者委員 会と将来請求者代表が受託者となり、損害賠 償を信託から支出することになる。

ところで、最近の大規模事故では、合衆国政府が基金を媒介にした行政による救済を図っている。この典型が9.11テロ基金である。当該基金を設定した連邦法の下では、司法長官に委任されたスペシャル・マスターが基金の運営と賠償の支出を決定する。迅速な被害者救済の点から、行政による基金の管理がなされる。しかし、当該基金は迅速な救済のみならず長期的視野に立った救済をも指向すべきである。スペシャル・マスターに基金と受益者となる賠償申請者への信認義務をもたせて、当該基金を信託として機能させる方向性が示される必要がある。

クラス・アクション、倒産手続、そして行政による基金など、これらには濃淡が存在するもののいずれも信託的な方法が示されていた。今後アメリカでの大規模不法行為において、この方法が諸問題の解決の糸口となろう。紛争の私的解決の傾向がさらに助長されるにつれ法整備が進み、主流となるのは信託的な方法と推定されるからである。

#### 【注】

- (1) 大規模不法行為と賠償責任保険について は、楪博行「大規模不法行為と賠償責任保 険」白鷗法学23巻2号101頁(2017)を参照。
- (2)本章は、楪博行「大規模不法行為出現の 背景」白鷗法学22巻2号53頁(2016)に依 拠している。
- (3) Thomas E. Willging, Appendix C; Mass Torts Problems & Proposals; A Report to The Mass Torts Working Group (Federal Judicial Center) 8-9 (1999).
- (4) NHTSA's National Center for Statistics and Analysis Table 2. http://www-nrd. nhtsa.dot.gov/Pubs/812101.pdf で入手可能。(2019年8月30日最終確認)
- (5) Deborah R. Hensler & Mark A. Peterson, Understanding Mass Personal Injury Litigation: A Socio-Legal Analysis, 59 Brook. L. Rev. 961, 966 (1993).
- (6) Id. at 968.
- (7) *In re* Richardson-Merrell, "Bendectin" Prods. Liab. Litig., 624 F. Supp. 1212 (S.D.Oh. 1985).
- (8) Coburn v. 4-R Corp., 77 F.R.D. 43 (E.D. Ky. 1977). アメリカにおける初めての大規模不法行為クラス・アクションの事件で史上2番目の犠牲者数が出た事故と評されている。Hensler & Peterson, *supra* note 5, at 970.
- (9) 多くのクラス・アクションを含めた訴えが提起されたため、広域係属訴訟法廷が開廷し、審理が行われた。*In re* Silicone Gel Breast Implants Products Liability Litigation, 793 F. Supp. 1098 (J.P.M.L. 1992). 本件は、シリコン製(シリコンジェル)の豊胸用インプラントにより乳がんやリウマチ性疾患などの発症を理由に、1991年の暮れから1992年の春にかけて、製造者のダウ・コーニング社を相手取って多くのクラス・アクションと個別の損害賠償請求訴訟が提起された事案である。被告の財

- 産に制限がある場合のクラス・アクション(Fed. R. Civ. P. 23 (b) (1) (B))が用いられた。なお、本件については、*See*, Paul D. Rheingold, Litigating Mass Tort Cases §2:77 (updated 2019).
- (10) 例えば、鎮痛薬である Vioxx の薬害は、世界的に流通した市販薬品であるため、世界的な規模の被害を発生させた。本件は広域係属訴訟手続上の和解で終結している。なお、Vioxx 事件については、See, e.g., Frank M. McClellan, The Voixx Litigation: A Critical Look at Trial Tactics, the Tort System, and the Roles of Lawyers in Mass Tort Litigation, 57 DePaul L. Rev. 509, 514 (2008).
- (11) これについては、合成女性ホルモン 剤であるジエチルスチルベストロール (diethylstilbestrol: DES) の事件が挙げられる。DES は流産防止剤として処方されてきたが、これを投与された患者が50歳を超えた頃に子宮がんを発症し、この損害賠償を請求する訴えが提起されたのである。本件については、See, Rheingold, supranote 9, at §4:35.
- (12) 15 U.S.C. §2604 (f) (3) (B).
- (13) 枯葉剤による損害賠償が認知され始めたのは、1980年代になり新聞やテレビなどのメディアを通じて有毒性が流布されたためであるとされている。See, Hensler & Peterson, supra note 5, at 1022.
- (14) 本章は、楪博行『クラス・アクションの研究—アメリカにおける大規模救済の展開—』第Ⅱ章3(2)、第Ⅳ章5(1)(2)(6)、第Ⅴ章6(1)(3)、第Ⅷ章3(1)、6(1)(丸善プラネット、2018)に依拠している。
- (15) 前掲·266頁。
- (16) 前掲・45-46頁。Rule 23のその他の規 定については、前掲・337頁以下を参照。
- (17) David Marcus, The History of Modern Class Action, Part I: Sturm und Drang, 1953-1980, 90 WASH. U. L. REV. 587, 626-27

(2016).

- (18) 私的司法長官の理論については、前掲・ 注14楪・194-200頁を参照。
- (19) 前掲・269頁。
- (20) Andrew D. Bradt, Something Less and Something More: MDL's Roots as a Class Action Alternative, 165 U. PA. L. REV. 1711, 1721 (2017).
- (21) Judith Resnik, *Aggregation, Settlement,* and Dismay, 80 CORNELL L. Rev. 915, 923–30 (1995).
- (22) Advisory Committee on Rules of Civil Procedure-May 1953 Vol. I 112-13.
- (23) Id. at 113.
- (24) Id. at 136.
- (25) *In re* Agent Orange Prod. Liab. Litig., 818 F.2d 145, 166 (2d Cir. 1987).
- (26) Id. at 169.
- (27) Id. at 167.
- (28) 782 F.2d 468 (5th Cir. 1986).
- (29) Id. at 471-73.
- (30) Elizabeth Chamblee Burch, Mass Tort Deals: Backroom Bargaining in Multidistrict Litigation 13 (2019).
- (31) Id. at 14.
- (32) 521 U.S. 591 (1997).
- (33) 527 U.S. 815 (1999).
- (34) 連邦民事訴訟規則 Rule 23 (e)(C)によれば、裁判所は、クラス構成員を拘束することになる和解が公正で合理的かつ適切であることを審査し、その判断に達した場合にのみ承認することができる旨を定めている。
- (35) 521 U.S. at 625-26.
- (36) *Id.* at 626-27.
- (37) 527 U.S. at 836, 839, 856.
- (38) Id. at 855-58.
- (39) Burch, *supra* note 30, at 14.
- (40) David Marcus, The Short Life and Long Afterlife of the Mass Tort Class Action, 165 U. PA. L. REV. 1565, 1581–88 (2017).

- (41) Note, The Rule 23 (b) (3) Class Action: An Empirical Study, 62 GEO. L. J. 1123, 1142–43 (1974).
- (42) Thomas E. Willging et al, Empirical Study Class Actions in Four Federal District Courts (FJC 1996); An Empirical Analysis of Rule 23 to Address the Rulemaking Challenges, 71 N.Y.U. L. REV. 74, 144 (1996).
- (43) 訴訟および和解目的でのクラス・アクションの総数に対する認証率である。Thomas E. Willging & Shannon R. Wheatman, Attorney's Choice of Forum in Class Action Litigation: What Difference Does It Make?, 81 NOTRE DAME L. REV. 591, 635 n.80 (2006).
- (44) Emery G. Lee II & Thomas E. Willging, Impact of the Class Action Fairness Act on the Federal Courts: Preliminary Findings from Phase Two's Pre CAFA Sample of Diversity Cass Actions, 256 F.R.D. 214, 224 (2009).
- (45) Note, *supra* note 41, at 1142-43.
- (46) 認証率が調査された対象の全41事案の うち、36件が訴訟目的と推定される。See, Willing, supra note 42, at 182.
- (47) Thomas E. Willging & Shannon R. Wheatman, An Empicical Examination of Attorney's Choice of Forum in Class Action Litigation (Federal Judicial Center) 11 (2005).
- (48) Lee & Willging, supra note 44, at 224.
- (49) 1988年に合衆国最高裁判所判決である Basic Inc. v. Levinson (485 U.S. 224, 247 (1988)) で「市場に対する詐欺理論」が示された。つまり市場で証券価格の詐欺があれば、証券取引を行った者が虚偽記載を信頼したことを推定することになったのである。Halliburton Ⅱ 判決 (Halliburton Co. v. Erica P. John Fund, Inc., 134 S. Ct. 2398, 2412 (2014)) で当該理論が認容されている。和解が存続する限り、証券クラス・ア

- クションは近い将来危機を迎えることはな いと推定されるのである。
- (50) 564 U.S. 338, 367 (2011).
- (51) 例えば、マクドナルド社を相手取り、同社の商品を毎日食したため肥満になったと主張してクラス・アクションが提起された事件では、そのクラス・アクションの成立が否定されるまで約10年を要している。これがPelman事件である。2002年にクラス・アクションが提起され、2010年にクラス・アクションの成立が否定されている。なお、本件については、楪博行「大規模不法行為訴訟における損害賠償請求―アメリカにおける食品訴訟が示す現状と課題―」法政論叢47巻2号67頁(2011)を参照。
- (52) See, Burch, supra note 30, at 18.
- (53) 131 S.Ct. 1740, 1748 (2011).
- (54) 136 S.Ct. 463, 469 (2015).
- (55) Conception, 131 S.Ct. at 1747; DIRECTV, 136 S.Ct. at 469-71.
- (56) この手続の詳細は、前掲・注14楪・220 頁を参照。
- (57) 28 U.S.C. §1407 (d).
- (58) *Id.* at §1407 (a).
- (59) Eldon E. Fallon, Jeremy T. Grabill & Robert Pitard Wynne, Bellwhether Trials in Multidistrict Litigation, 82 Tul. L. Rev. 2323, 2327 (2008).
- (60) 先導代理人、特定の争点の役割を担う 代理人として特定争点にかかる主たる代 理人 (steering committee member) など が広域係属訴訟手続では設置されている。 See, Burch, supra note 30, at 18.
- (61) 本章は、楪博行「大規模不法行為の倒産手続による解決」白鷗大学法科大学院紀要9号39頁(2015)に依拠し、大幅な加筆修正を加えている。
- (62) 倒産事件で発生するが、倒産手続から 派生する民事手続の事項については、倒産 裁判所を統括する連邦地方裁判所が専属管 轄権ではなく第一審管轄権を有する(28)

- U.S.C. §1334 (b).)。この管轄権を行使して、連邦地方裁判所はその管轄下にある倒産裁判所の倒産審理に並行して、統合された公平かつ効果的な解決を目的に、大規模不法行為の審理を行うことができることになる。See, Edward H. Cooper, The (Cloudy) Future of Class Actions, 40 ARIZ. L. REV. 923, 947 (1998).
- (63) Alan N. Resnick, Bankruptcy as a Vehicle for Resolving Enterprise-Threatening Mass Tort Liability, 148 U. PA. L. REV. 2045, 2054 (2000).
- (64) 大規模不法行為を連邦倒産手続で解決 する傾向は、すでに1944年のハートフォー ド火災事件から見られていた。本件はコネ チカット州のハートフォード (Hartford. Connecticut) で開催されていたサーカス での火災であり、169名が死亡し500名以 上が重傷を負った。当時は再生手続が不 在であったため、エクィティ上の財産保 全管理 (receivership) 手続で、被害者遺 族および被害者に損害賠償を支払ってい る。 See, Troy A. McKenzie, The Mass Tort Bankruptcy: A Pre-History, 5 J. TORT L. 59, 61-69 (2012). なお、ハートフォード火 災の詳細は、See, Henry S Cohn & David Bollier. The Great Hartford Circus Fire: CREATIVE SETTLEMENT OF MASS DISASTERS (1991).
- (65) Taylor v. Slick, 178 F.3d 698, 702 (3d Cir. 1999).
- (66) *In re* Walker, 51 F.3d 562, 566 (5th Cir. 1995).
- (67) 11 U.S.C. §524 (g) (4) (B) (i).
- (68) 11 U.S.C. §501.
- (69) FED. R. BANKR. P. 7042. 連邦民事訴訟規 則 Rule 42に定める訴えの併合が倒産の対 審手続に適用される旨を規定している。
- (70) 11 U.S.C. §502 (c) (1).
- (71) 11 U.S.C. §1129.
- (72) 11 U.S.C. §105.

- (73) 2006年に設定されたアメリカ石膏アスベスト人身損害賠償信託では、信託財産総額が39億5,700万ドルであった。See, Lloyd Dixon, Geoffrey McGovern, Amy Coombe, RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, ASBESTOS BANKRUPTCY TRUST: AN OVERVIEW OF TRUSTSTRUCTURE AND ACTIVITY WITH DETAILED REPORTS ON THE LARGEST TRUST, 27 (2010).
- (74) In re Joint E. & S. Dist. Asbestos Litig., 129 B.R. 710, 754-55 (E.D.N.Y. 1991).
- (75) Frank J. Macchiarola, *The Manville Personal Injury Settlement Trust: Lessons for the Future*, 17 Cardozo L. Rev. 583, 602–03 (1996).
- (76) Jack B. Weinstein, Individual Justice in Mass Tort Litigation: the Effect of Class Actions, Consolidations, and Other Multiparty Devices, 141 (1995).
- (77) Id. at 106.
- (78) *In re* Johns-Manville Corp., 982 F.2d 721, 727 (2d Cir. 1992).
- (79) 本件でのチャプター11手続に至る過程の事実については、See, Georgene M. Vairo, The Dalkon Shield Claimants Trust: Paradigm Lost (or Found)?, 61 FORDHAM L. REV. 617, 624-26 (1992).
- (80) Id. at 626.
- (81) Id. at 624.
- (82) Tetuan v. A.H. Robins Co., 738 P.2d 1210, 1215 (Kan. 1987).
- (83) *In re* A.H. Robins Co., 880 F.2d 694, 696 (4th Cir. 1989).
- (84) Vairo, *supra* note 79, at 645–46.
- (85) *In re* A.H. Robins Co., 862 F.2d 1092, 1093 (4th Cir. 1988).
- (86) Weinstein, *supra* note 76, at 280-81 n.88.
- (87) Georgene M. Vairo, Georgine, The Dalkon Shield Claimants Trust, and the Rhetoric of Mass Tort Claims Resolution, 31

- Loy. L.A. L. Rev. 79, 147 (1997).
- (88) Id. at 126-27.
- (89) Douglas G. Smith, Resolution of Mass Tort Claims in the Bankruptcy System, 41 U.C.Davis L. Rev. 1613, 1637 (2008).
- (90) 11 U.S.C. §524 (g) (4) (B) (i).
- (91) 11 U.S.C. §524 (g) (4) (B) (ii).
- (92) 11 U.S.C. §524 (g) (2) (B) (ii) (V).
- (93) 11 U.S.C. §524 (g) (2) (B) (ii) (IV) (bb).
- (94) Frederic Tung, The Future Claims Representative in Mass Tort Bankruptcy: A Preliminary Inquiry, 3 CHAP. L. REV. 43, 48, 55 (2000).
- (95) S. Todd Brown, Section 524 (g) Without Compromise: Voting Rights and the Asbestos Bankruptcy Paradox, 2008 Colum. Bus. L. Rev. 841, 898–99 (2008).
- (96) S. Todd Brown, How Long is Forever This Time? The Broken Promise of Bankruptcy Trusts, 61 BUFFALO L. REV. 537, 550 (2013). アスベスト以外では、一部のグループに属する債権者が反対しても、倒産裁判所が再生計画案を認可できる、いわゆるクラム・ダウン(cram-down)が連邦倒産法に定められている。See, 11 U.S.C. §1129 (b) (1).
- (97) Dixon, *supra* note 73, at 8. プレ・パッケージ倒産は、11 U.S.C. §524 (g)を根拠にして実行される。Coombe, RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, ASBESTOS BANKRUPTCY TRUST: AN OVERVIEW OF TRUST STRUCTURE AND ACTIVITY WITH DETAILED REPORTS ON THE LARGEST TRUST, XXIII (2010).
- (98) Id. at 9.
- (99) *Id.* アスベスト被害の倒産事案で初めて プレ・パッケージが使われたのは、1998年 のフラー・オースチン絶縁体会社(Fuller Austin Insulation Company)事件であっ た。他のアスベスト案件が再生計画案申請 に至るまで約4年経過しているのと比べ て、本件では70日という短期間で行なわれ ている。*See, In re* Fuller-Austin Insulation,

- 1998 U.S.Dist. LEXIS 23567 at 1 (Bankr. D.Del. November 10, 1998).
- (100) RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, *supra* note 73, at 10.
- (101) Id. at X VI, 12.
- (102) Id. at 12.
- (103) ジョンズ・マンヴィル損害賠償信託では、このような明確な8段階の疾病分類がされておらず、アスベスト疾病、両肺のがん、肋膜疾患の病理学的証拠があれば賠償が認められていた。医学的基準は経年的に変化していることになる。See, e.g., Francis E. McGovern, The Evolution of Asbestos Bankruptcy Trust Distribution Plans, 62 N.Y.U. Ann. Surv. Am. L. 163, 167 n.22 (2006).
- (104) RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, *supra* note 73, at 17–18.
- (105) *Id.* at 65-66.
- (106) Id. at 56, 66, 76, 84.
- (107) Id. at 66.
- (108) Brown, supra note 96, at 553.
- (109) RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, *supra* note 73, at 15.
- (110) U.S.Government Accountability Office, Asbestos Injury Compensation: the Role and Administration of Asbestos Trusts, 20 (2011).
- (111) Id.
- (112) RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, *supra* note 73, at 21.
- (113) *Id*.
- (114) Id. at 174.
- (115) Id. at 169-170.
- (116) RAND INSTITUTE FOR CIVIL JUSTICE, *supra* note 73, at 30 Figure 4.2.
- (117) Id. at 28 Table 4.1.
- (118) 1 Ann. 2002 Atla-Cle 243 (2002).
- (119) Pub. L. No. 107-42, 115 Stat. 230.
- (120) The Air Transportation Safety and System Stabilization Act of 2001

- (ATSSSA) §403, §501.
- (121) Note, Bailing out Congress: An Assessment and Defense of the Air Transportation Safety and System Stabilization Act of 2001, 115 Yale L.J. 438, 442-43 (2005).
- (122) ATSSSA, §405 (c).
- (123) *Id.* at §405 (b) (2).
- (124) *Id.* at §103. スペシャル・マスターとは、 係属事件で特定の業務を付託する目的で裁 判所に任命された私人であり、裁判官を補 助して公的義務を履行する役割を担う。連 邦民事訴訟規則 Rule 53により特定の条件 下で「裁判所が任命できる」と定められて おり、任命後は裁判所の管理下に置かれる ことになる。しかし、9月11日のテロの補 償のための基金で用いられたスペシャル・ マスターは、あくまでも行政の責任者であ る司法長官に任命された基金運営の責任者 であり、従前のスペシャル・マスターとは 法的な位置づけおよび業務内容が異なるこ とに留意しなければならない。なお、従前 のスペシャル・マスターの制度については、 前掲・注14楪・200頁以下を参照。
- (125) ATSSSA, §405 (b) (1).
- (126) *Id.* at §405 (b) (3).
- (127) Id. at §405 (b) (6).
- (128) Id. at §405 (b) (3).
- (129) *Id.* §402 (5). 経済的損失は申請者の居住州の法規にしたがって決定される。*Id.*
- (130) *Id.* at §402 (7). 非経済的損失は広範な内容をもつものであるが、生きる喜びの損失に対する賠償 (hedonic damages) など、通常は不法行為死亡訴訟 (wrongful death action) では認められないものも含まれている。その結果、経済的損失および非経済的損失の総額は高所得者の方が高くなる傾向を示した。See, Robert M. Ackerman, *The September 11th Victim Compensation Fund: An Effective Administrative Response to National Tragedy*, 10 HARV. NEGOT, L. REV.

- 135. 153 (2005).
- (131) 147 Cong. Rec. H5879-80 (2001).
- (132) 147 Cong. Rec. S9594 (2001). 故マッケイン (John McCain) 上院議員の発言であった。
- (133) Ackerman, supra note 130, at 148.
- (134) September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. 66274 (December 21, 2001).
- (135) 死亡者については \$50,000、そして重 傷者については \$25,000が支給されてい る。 *See*, September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. at 66284.
- (136) September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. at 66285.
- (137) Id.
- (138) 28 C.F.R. §104.31.
- (139) *Id.*
- (140) September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. at 66285.
- (141) Id.
- (142) Dalkon Shield 事件のスペシャル・マスターであったマクガヴァン (Francis McGovern) は統計的処理によりサンプルを抽出し、具体的な賠償額を決定する方法を用いている。See, David Rosenberg, Of End Games and Openings in Mass Tort Cases: Lessons from a Special Master, 69 B.U. L. REV. 695, 697 (1989).
- (143) See, Jerry L. Mashaw, Bureaucratic Justice: Managing Social Security Disability Claims 1 (1985).
- (144) Id. at 698.
- (145) Rosenberg, *supra* note 142, at 697–98.
- (146) Jack B. Weinstein & Eileen B. Hershenov, *The Effect of Equity on Mass Tort Law*, 1991 U. Ill. L. Rev. 269, 324 (1991).
- (147) *Id.* at 325.
- (148) Rosenberg, supra note 142, at 701.
- (149) *Id.* at 703–04.
- (150) Peter H. Schuck, Judicial Avoidance of

- Juries in Mass Tort Litigation, 48 Depaul L. Rev. 479, 482–87 (1998).
- (151) Id. at 484.
- (152) Id. at 487-88.
- (153) *Id.* at 488–89.
- (154) 前掲注14楪・200頁以下を参照。
- (155) Schuck, *supra* note 150, at 491–92.
- (156) Weinstein & Hershenov, *supra* note 146. at 326.
- (157) Wendy Floering, The September 11th Victim Compensation Fund of 2001: A Better Alternative to Litigation?, 22 J. NAT'L ASS'N ADMIN. L. JUDGES 195, 214 (2002).
- (158) *Id.* at 214–15.
- (159) September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. at 66274.
- (160) *Id.*
- (161) Alvin B. Rubin, Mass Torts and Litigation Disasters, 20 GA. L. Rev. 429, 436 (1986).
- (162) September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. at 66277.
- (163) September 11th Victim Compensation Fund of 2001, 66 Fed. Reg. at 66284.
- (164) Wayne D. Brazil, Special Masters in Complex Cases: Extending the Judiciary or Reshaping Adjudication?, 53 U. Chi. L. Rev. 394, 420 (1986).
- (165) Id. at 420-22.
- (166) Id. at 417.
- (167) Id. at 418.
- (168) 1990年に行政への損害賠償が大規模に求められた事件を背景にして、行政がスペシャル・マスターを用いる傾向を見せ始めていた。したがって、テロ基金での行政によるスペシャル・マスターの任命は新しい方法ではなかったわけである。 See, Margaret G. Farrell, The Function and Legitimacy of Special Masters: Administrative Agencies for the Courts, 2 WIDENER L. SYMP. J. 235, 256 (1996).

- (169) 合衆国裁判所の裁判官はその職務を誠 実に執行するため資格要件を満たすことが 求められているが、スペシャル・マスター にその基準を適用すべきであるとの結論に は至っていない。See, Margaret G. Farrell, The Role of Special Masters in Federal Litigation, C842 A.L.I.-A.B.A. 931, 956 (1993). 裁判所間で判断が分かれているた めである。例えば、Morgan v. Kerrigan, 530 F.2d 401, 426 (1st Cir. 1976). ではスペ シャル・マスターが裁判所の支配下にあり、 そして専門的知識があることで委任されて いるとして、裁判官と同じ基準に服すべき ではないと述べている。一方で In re Joint E. & S. Districts Asbestos Litigation, 737 F. Supp. 735, 739 (E.D. & S.D.N.Y. 1990). ではスペシャル・マスターが裁判官と同じ 基準に服すべきであると述べている。
- (170) Laws 1992, p. 1883, §1.
- (171) Laws 2000, p. 1474, §12; Laws 2008, Act 450, §12, eff. July 1, 2008; Laws 2010, Act 621, §§2, 3, eff. July 1, 2010.
- (172) O.C.G.A. §50-21-33 (a).
- (173) Id. at §50-21-33 (b).
- (174) Id. at §50-21-33 (c).
- (175) Id. at §50-21-34 (a).
- (176) Sergio J. Campos, The Class Action as Trust, 91 WASH. L. REV. 1461 (2016).
- (177) Id.
- (178) Id. at 1468.
- (179) Id. at 1507.

- (180) Id. at 1468.
- (181) Id. at 1481.
- (182) Id. at 1468.
- (183) Id. at 1470.
- (184) Id. at 1471.
- (185) Id. at 1522.
- (186) Bankruptcy Law Manual 5th ed., §4:7 (2019).
- (187) 28 U.S.C. §586. また連邦破産管財人に加えて、債権者の利益に適う場合にはチャプター11破産管財人(Chapter 11 trustee)も倒産裁判所により任命することができる(11 U.S.C. §1104 (a)(2).)。しかし、連邦破産管財人は当該破産管財人を解任することができる(11 U.S.C. §1104 (e).)。
- (188) この点につき、リステイトメントは 公益目的があれば公益信託の設定を認め ている (Restatement (Third) of Trusts §27 (2003).)。ただし、この目的は公序良 俗に適うものであり (Id. at Comment on Subsection (1).) かつ、慈善目的が明確で あることを必要とする (Id. at §28.)。
- (189) ATSSSA §404 (a).
- (190) Id. at §405 (a) (1).
- (191) Incarcerated Men of Allen County Jail v. Fair, 507 F. 2d 281, 284-85 (6th Cir. 1974).
- (192) John C. Coffee, Entreprenuerial Litigation: Its Rise, Fall, and Future, 1 (2015).

(ゆずりは・ひろゆき)